

## TPP協定 知的財産章・著作権関係の合意事項概要

### 1. 知的財産章の概要

TPP協定の知的財産章は、知的財産の保護（知的財産の種類毎の保護水準及び権利行使手続等）について定める。

対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。これらの知的財産の保護につき、原則として、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）より高度又は詳細な規律を含めている。また、これらの知的財産権の行使に関し、民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等について規定している。

### 2. 主要論点の概要

#### （1）総則

##### ○定義

知的財産とは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）第2部第1節から第7節までの規定の対象となる全ての種類の知的財産をいう。

##### 【参考】

TRIPS協定第1節から第7節までにおいては、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護について規定されている。

##### ○目的・原則等

- ・ 知的財産権の保護及び行使は、創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。
- ・ 締約国は、国内法令の制定又は改正に当たり、社会経済的及び技術的發展等のために極めて重要な分野における公共の利益を促進するため、必要な措置をとることができる。
- ・ 締約国は、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置をとることができる。

## ○一般規定

締約国は、ＴＰＰ協定の規定により要求される知的財産権の保護・行使よりも広範なものを国内法令において規定することができ、また国内の法制・法律上の慣行の範囲内でＴＰＰ協定の規定を実施するための適当な方法を決定することができる。

## ○国際協定

各締約国は、以下に掲げる協定を批准し、又はこれに加入する。（※著作権関係を抜粋）

- ・ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・ 著作権に関する世界知的所有権機関条約
- ・ 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

## ○内国民待遇

各締約国は、全ての種類の知的財産権の保護及び享有、知的財産権から得られる利益に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える。

## ○既存の対象事項及び過去の行為についての本協定の適用

- ・ ＴＰＰ協定の規定は、協定の効力発生の日において保護されており、又は保護の基準を満たすものについて義務を生じさせる。
- ・ 自国の領域においてＴＰＰ協定の効力発生の日にパブリック・ドメインであるものについては保護を回復する必要はない。
- ・ ＴＰＰ協定の効力発生の日の前に行われた行為については義務を生じさせない。

## ○知的財産権の消尽

締約国は知的財産権の消尽を国内の法制において認めるかどうか及びその条件について決定することができる。

## （２）著作権及び関連する権利

### ○著作権及び関連する権利

- ・ 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に著作物の複製権、公衆への伝達に関する権利、譲渡権、放送権、録音・録画権等の権利を与える。
- ・ 各締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者並びに他の締約国の領域で最初に発行され、又は最初に固定された実演又はレコードに対して上記権利を与える。

### ○著作権及び関連する権利の保護期間

各締約国は、著作物、実演又はレコードの保護期間を計算する場合には、次のこと

を定める。

- (a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも70年
- (b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、次のいずれかの期間
  - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年
  - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から25年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも70年

※ (i) (ii) の期間の計算は公表時からではなく固定の時からでも可

#### ○著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡

各締約国は、正当な目的（批評，意見，報道及び教育，学問，研究その他これらに類する目的等）を十分に考慮した制限又は例外等によって、著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡を達成するよう努める。

#### ○技術的手段

- ・ 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者の権利保護のための効果的な技術的手段の回避に対し適当な法的保護等を講ずる。
- ・ 具体的には、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（いわゆる「アクセスコントロール」等）を権限なく回避する行為や、効果的な技術的手段を回避する装置等の製造、輸入、頒布、公衆への販売、貸与の申し出、当該手段を回避するサービスを提供する行為等について、民事上の救済措置等及び刑事罰の対象とする。
- ・ 各締約国は、知的財産権を侵害しない使用を可能とするため、例外及び制限を定めることができる。

#### ○権利管理情報

各締約国は、故意による権利管理情報の除去・改変や、権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら、故意に、権利管理情報や複製物を頒布する行為等について、民事上の救済措置等及び刑事罰の対象とする。

##### 【参考】

「権利管理情報」とは、①著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者若しくは著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報、②著作物、実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報又は③そのような情報を表す数字又は符号をいう。

### (3) 権利行使

### ○一般的な権利行使

各締約国は、知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害防止のための迅速な救済措置及び将来の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられるよう、権利行使の手続を自国の法令において定める。

### ○権利行使（民事関連）

以下の内容を含む民事関連の権利行使一般についての規律を規定する。

- ・ 知的財産の権利行使に関する訴訟・行政手続の判決・決定の公開等に関する規定
- ・ 権利侵害に起因する侵害者の利得を損害賠償額とする規定（当該利得が損害であると推定する規定で代替可能）
- ・ 著作権・商標権侵害事案の法定損害賠償又は追加的損害賠償
- ・ 訴訟費用等の負担に関する事項
- ・ 知的財産権侵害事案における暫定措置に関する一般的な規律（当局が他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、速やかに救済の申立てに対応することや、当局が申立人に対し一定水準の担保や保証を提供するよう命ずる権限を有すること等）

### ○権利行使（刑事関連）

以下の内容を含む、刑事関連の権利行使規定を整備する。

- ・ 商業上・金銭上の利益のため行われる、又は著作権者等の市場における利益に実質的かつ有害な影響を有する重大な行為につき刑事罰を規定する
- ・ 映画盗撮についての刑罰規定を採用又は維持する
- ・ 著作権・商標権侵害事案を非親告罪とすること（但し、著作権等の侵害については、その適用を、著作物等を市場で販売する権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる）

### ○権利行使（国境措置関連）

各締約国は、締約国の領域に輸入された不正商標商品や著作権侵害物品である疑いのある物等の解放を停止し、又は留置するための申立てについて定めるとともに、税関手続の対象となるそれらの物品に関し、当局が職権で国境措置を開始することを定める。

### ○衛星・ケーブル放送信号

各締約国は、衛星放送やケーブルテレビの視聴を制限している暗号を不正に外す機器の製造・販売等への刑事罰及び民事上の救済措置を導入する。

### ○ソフトウェアの政府機関による利用

各締約国は自国の中央政府の機関その自国の中央政府の機関が知的財産権を侵害

しないコンピュータ・ソフトウェアのみを使用するよう適切な法制を定める。

#### **(4) 第 I 節 インターネット・サービス・プロバイダ**

○各締約国は、オンライン環境における著作権侵害に対する権利者による効果的な行動を許容する権利行使手続を定める。このため、法的救済方法を確保し、また、インターネット・サービス・プロバイダのための適切な免責を確立・維持する。

○各締約国は、著作権の保護又は権利行使の目的において情報が要求される場合において、著作権者がインターネット・サービス・プロバイダから侵害者を特定する情報を迅速に得られるようにするための司法上又は行政上の手続を定める。